

令和6年版

国土交通六法 (社会資本整備編)

国土交通省大臣官房総務課 監修

- ◆内容現在：令和6年7月1日
- ◆A5判 ◆2,544頁 ◆ケース入り
- ◆定価12,760円 (本体11,600円+税10%)
- ISBN978-4-8090-5136-4 C3032 ¥11600E

☆注目の改正

特定居住促進計画の作成や、特定居住支援法人の指定等を追加した、広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律(令6.5.22法31。公布の日から6月内施行)

☆主な改正法令 (令和6年通常国会で改正された法令)

都市緑地法、建築基準法、住宅の品質確保の促進等に関する法律、公共工事の品質確保の促進に関する法律ほか最新の内容を収録

☆建築基準法等7法は、運用の便を図るため詳細な参照条文付き。

(詳しくは裏面を参照ください。)

2515 宅地建物取引業法 (6条-16条)

第二十条 国土交通大臣又は都道府県知事は、国土交通省令の定めるところにより、宅地建物取引業者並びに前条第四項において準用する場合を含む並びに前条第四項第六号及び第七号に掲げる書類(第七十八条の三項において特定書類と称する)又はこれらの写を一般の閲覧に供しななければならない。

【改正】昭和三十三年、令昭三十九法一六六、田九を継下。昭四四法一〇〇、改正・平成二法(六)。

【施行期】昭和三十三年、令昭三十九法一六六、田九を継下。昭四四法一〇〇、改正・平成二法(六)。

改正 平成三三、四四年
注 正し、公布の日か
において政令で定める
日

○住宅確保要配慮者の供給の促進

改正 平成三三、四四年
注 正し、公布の日か
において政令で定める
日

【施行期】昭和三十三年、令昭三十九法一六六、田九を継下。昭四四法一〇〇、改正・平成二法(六)。

内容見本 (縮小してあります)

【無免許営業の禁止】
第二条 宅地建物取引業者は、国土交通省令の定めるところにより、宅地建物取引業者並びに前条第四項において準用する場合を含む並びに前条第四項第六号及び第七号に掲げる書類(第七十八条の三項において特定書類と称する)又はこれらの写を一般の閲覧に供しななければならない。

【免許の取消】
第二十条 国土交通大臣又は都道府県知事は、国土交通省令の定めるところにより、宅地建物取引業者並びに前条第四項において準用する場合を含む並びに前条第四項第六号及び第七号に掲げる書類(第七十八条の三項において特定書類と称する)又はこれらの写を一般の閲覧に供しななければならない。

【住宅確保要配慮者の供給の促進】
改正 平成三三、四四年
注 正し、公布の日か
において政令で定める
日

【住宅確保要配慮者の供給の促進】
改正 平成三三、四四年
注 正し、公布の日か
において政令で定める
日

ポイント

便利な参照条文付き
用語から関連法や条文をスピーディーに検索可能

【施行期】昭和三十三年、令昭三十九法一六六、田九を継下。昭四四法一〇〇、改正・平成二法(六)。

ポイント

使いやすい困み掲載
令和7年1月2日以降に施行の条文は現行の次に囲んで掲載

【施行期】昭和三十三年、令昭三十九法一六六、田九を継下。昭四四法一〇〇、改正・平成二法(六)。

【無免許営業の禁止】
第二条 宅地建物取引業者は、国土交通省令の定めるところにより、宅地建物取引業者並びに前条第四項において準用する場合を含む並びに前条第四項第六号及び第七号に掲げる書類(第七十八条の三項において特定書類と称する)又はこれらの写を一般の閲覧に供しななければならない。

【免許の取消】
第二十条 国土交通大臣又は都道府県知事は、国土交通省令の定めるところにより、宅地建物取引業者並びに前条第四項において準用する場合を含む並びに前条第四項第六号及び第七号に掲げる書類(第七十八条の三項において特定書類と称する)又はこれらの写を一般の閲覧に供しななければならない。

【住宅確保要配慮者の供給の促進】
改正 平成三三、四四年
注 正し、公布の日か
において政令で定める
日

【住宅確保要配慮者の供給の促進】
改正 平成三三、四四年
注 正し、公布の日か
において政令で定める
日

詳しい内容は、こちらまで！

東京法令 検索

https://www.tokyo-horei.co.jp/official/

数多くある関係法令から執務に不可欠なものを厳選!

総目次

重要法には参照条文を付けました。

～319法令を体系的に登載～

色刷は参照条文付きの法令 ◎太字は新しく登載した法令 ●は令和6年版で補正された法令

日本国憲法

○日本国憲法

社会資本整備重点計画関係

●社会資本整備重点計画法・施行令・施行規則

都市計画関係

- 都市計画法○都市計画法施行法〔抄〕
- 都市計画法施行令●施行規則
- 都市再生特別措置法・施行令●施行規則
- 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律●施行令●施行規則
- 地域再生法〔抄〕●施行令〔抄〕
- 国土交通省関係地域再生法施行規則
- 農林水産省・国土交通省関係地域再生法施行規則
- 民間都市開発の推進に関する特別措置法・施行令・施行規則
- 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律
- 中心市街地の活性化に関する法律●施行令
- 国土交通省関係中心市街地の活性化に関する法律施行規則
- 都市の低炭素化の促進に関する法律●施行令●施行規則
- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律●施行令●施行規則
- 高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令
- 移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令
- 移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両留置施設を使用した役割の提供の方法に関する基準を定める省令
- 移動等円滑化のために必要な道路の占用に関する基準を定める省令
- 都市公園法●施行令・施行規則
- 市民農園整備促進法・施行令●施行規則
- 都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律・施行令・施行規則
- 都市緑地法●施行令・施行規則
- 景観法●施行令・施行規則
- 景観行政団体及び景観計画に関する省令
- 都市計画区域外の景観重要樹木及び景観協定に関する省令
- 景観農振振興地域整備計画に関する省令
- 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律●施行令●施行規則
- 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第22条第2項において読み替えて準用する土地改良法第94条の6第2項に規定する土地改良施設を定める省令
- 文部科学省関係地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行規則
- 文部科学省・農林水産省・国土交通省関係地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行規則
- 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法・施行令・施行規則
- 明日香村における歴史的風土の保存及び生活

- 環境の整備等に関する特別措置法・施行令
- 生産緑地法・施行令・施行規則
- 屋外広告物法●施行規則
- 土地区画整理法●施行令●施行規則
- 都市再開発法・施行令●施行規則
- 流通業務市街地の整備に関する法律・施行令●施行規則
- 駐車場法・施行令・施行規則
- 都市開発資金の貸付けに関する法律・施行令●施行規則
- 宅地造成及び特定盛土等規制法・施行令・施行規則

水管理関係

- 河川法●施行令●施行規則○河川法施行法
- 河川管理施設等構造令・施行規則
- 特定多目的ダム法●施行令●施行規則
- 砂防法・施行規則
- 他の都府県又は他の都府県内の公共団体に砂防工事の費用を負担させる場合の手續に関する政令
- 砂防指定地台帳等整備規則
- 砂防法第44条及び砂防法施行規程第8条ノ4の規定により地方整備局長又は北海道開発局長に委任する職権を定める省令
- 砂防法施行規程第11条第2号に規定する砂防設備に堆積した土石その他これに類するものの排除を定める省令
- 地すべり等防止法・施行令●施行規則
- 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律●施行令・施行規則
- 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律●施行令・施行規則
- 海岸法●施行令●施行規則
- 水防法・施行令・施行規則
- 特定都市河川浸水被害対策法●施行令・施行規則
- 公有水面埋立法・施行令・施行規則
- 水資源開発促進法
- 独立行政法人水資源機構法
- 下水道法●施行令●施行規則
- 日本下水道事業団法●施行令・施行規則

道路関係

- 道路法●施行令●施行規則
- 道路構造令○特定車両留置施設の構造及び設備の基準を定める省令○車両制限令
- 道路の修繕に関する法律○同法の施行に関する政令
- 共同溝の整備等に関する特別措置法
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法
- 国土開発幹線自動車道建設法・施行令
- 高速自動車国道法・施行令
- 幹線道路の沿道の整備に関する法律
- 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律・施行令・施行規則
- 高速道路株式会社法・施行令●施行規則
- 高速道路事業等会計規則
- 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法●施行令
- 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済

- 機構に関する省令
- 地方道路公社法●施行令○施行規則
- 無電柱化の推進に関する法律
- 自転車活用推進法

住宅建築関係

- 住生活基本法・施行令・施行規則
- 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律
- 公営住宅法●施行令●施行規則
- 公営住宅等整備基準
- 高齢者の居住の安定確保に関する法律・施行令・施行規則
- 国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則
- 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律・施行令
- 住宅地区改良法・施行令
- 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法●施行令
- マンションの管理の適正化の推進に関する法律・施行令●施行規則
- マンションの建替え等の円滑化に関する法律・施行令●施行規則
- マンションの建替え等の円滑化に関する法律による不動産登記に関する政令
- 建築物の区分所有等に関する法律
- 独立行政法人住宅金融支援機構法●施行令
- 独立行政法人住宅金融支援機構に関する省令
- 住宅融資保険法●施行令
- 独立行政法人都市再生機構法●施行令
- 独立行政法人都市再生機構に関する省令
- 地方住宅供給公社法●施行令
- 住宅の品質確保の促進等に関する法律・施行令●施行規則
- 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律・施行令●施行規則
- 住宅建設瑕疵担保保証金及び住宅販売瑕疵担保保証金に関する規則
- 長期優良住宅の普及の促進に関する法律●施行令●施行規則
- 建築基準法●施行令●施行規則
- 建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令
- 建築士法・施行令●施行規則
- 建築物の耐震改修の促進に関する法律●施行令●施行規則
- 官公庁施設の建設等に関する法律
- 官公庁施設の建設等に関する法律第12条第1項の規定によりその敷地及び構造に係る劣化の状況の点検を要する建築物を定める政令
- 官公庁施設の建設等に関する法律施行規則
- 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律●施行令●施行規則
- 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令
- 浄化槽法○借地借家法・施行令・施行規則
- 空家等対策の推進に関する特別措置法●施行規則
- 空家等対策の推進に関する特別措置法第7条第6項に規定する敷地特例適用要件に関する基準を定める省令

災害・防災関係

- 災害対策基本法●施行令・施行規則
- 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法●施行令●施行規則
- 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律●施行令
- 大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法
- 被災市街地復興特別措置法・施行令・施行規則
- 大規模災害からの復興に関する法律
- 東日本大震災復興特別区域法〔抄〕
- 福島復興再生特別措置法
- 津波防災地域づくりに関する法律●施行令●施行規則

土地関係

- 土地基本法
- 土地収用法・施行令●施行規則
- 土地収用法第88条の2の細目等を定める政令
- 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法・施行令●施行規則
- 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法●施行令●施行規則
- 測量法・施行令●施行規則
- 宅地建物取引業法・施行令●施行規則
- 賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律・施行令●施行規則
- 不動産特定共同事業法・施行令●施行規則

建設業関係

- 建設業法・施行令●施行規則
- 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律・施行令
- 公共工事の品質確保の促進に関する法律
- 建設工事事業者の安全及び健康の確保の推進に関する法律
- 公共工事の前払金保証事業に関する法律・施行令●施行規則
- 建設機械抵当法・施行令・施行規則
- 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律●施行令・施行規則
- 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律

諸法

- 国土形成計画法・施行令・施行規則
- 国土利用計画法・施行令・施行規則
- 広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律・施行令●施行規則
- 民法〔抄〕
- 国有財産法●行政手続法●施行令
- 国土交通省聴聞手続規則
- 行政機関の保有する情報の公開に関する法律●施行令
- 行政代執行法●行政事件訴訟法
- 行政不服審査法●国家賠償法
- 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法・施行令

申込書

令和6年版 国土交通六法

定価12,760円(本体11,600円+税10%) [コード7013]

申込

部

(送料はサービス)

貴社の個人情報に関する下記取扱いに同意し、上記のとおり申し込みます。 令和 年 月 日

(フリガナ)

お取扱者(自署)

(TEL - -)

〒 お届け先住所

団体名

部署名

公用 私用

個人情報の取扱いについて 東京法令出版株式会社 個人情報保護管理者

- ★お客様の個人情報は、契約の履行及び関連製品の案内に利用します。
- ★本人の同意がある場合又は法令に基づく場合を除き、第三者に提供しません。
- ★利用目的の達成に必要な範囲内で取扱いの一部を委託することがあります。
- ★本人からの個人情報の利用目的の通知・開示・内容の訂正・追加又は削除・利用の停止・消去の求めに応じます。
- ★個人情報に関するご照会・お問い合わせ等は、弊社窓口(TEL026-224-5441、privacy@tokyo-horei.co.jp)までご連絡ください。
- ★お申込みには個人情報の提供が必要です。提供いただけない場合は、お申込みをお受けできないことがあります。

東京法令出版公式X(旧Twitter)アカウント

@tokyo_horei



ホームページからもご購入いただけます。この申込書は、このままFAXで下記宛にお送りください。

■申込先

東京法令出版 委託 受注センター

〒381-0022 長野市大豆島3111

FAX 0120-338-923

TEL 0120-338-272

(携帯電話からもお申込みできます。)

会社使用欄	団体コード	<input type="checkbox"/> 納品済	入印 チェック
	得意先コード	<input type="checkbox"/> 請求済	
在庫	ラベル	〒	